地方自治法等の一部を改正する法律案

[議事録 2/4]

・政府参考人制度と立法府の関係 特定の政府職員を政府参考人として議案審査中包括議決した例

〇吉川沙織君

それは後ほど問うていきたいと思いますが、ここからは、政省令委任事項への立法府の関与の在り方を含

め、立法府と行政府の関係について見ていきたいと思います。

最近、委員会会議録を見ておりますと、当委員会においても 政府参考人の答弁が非常に多くなる傾向にありますが、平成 11年の国会審議活性化法の成立以降は、政治主導の政策 決定システムを確立するため、従来の帝国議会から続いてお



りました政府委員制度が廃止され、委員会における質疑は原則として国務大臣、副大臣又は大臣政務官、いわゆる政務三役と立法府の議員同士、つまり議員対議員で行うことが、決まりとして、原則としてそうなっています。

ただ、行政に関する細目的、技術的事項について説明をどうしても聴かなきゃいけないときに限り政府職員を政府参考人として出席を求める、これは参議院規則第 42 条の 2 並びに参議院規則第 42 条の 3 に規定



があります。この結果、政府職員は、私も今日、自治行政局 長を政府参考人として求めておりますので着席になっていま すが、政府職員は質疑者の要求に基づき理事会で協議を行 い、必要と認めた場合には、委員会で議決し、その出席を求 めるという制度となっています。

いつもいつものことですので当たり前のようになっていますが、 政府参考人が出席して政府の職員が委員会で答弁をすると

いうのは例外でございます。本日も委員会の冒頭に政府参考人の出席要求に関する件として全会一致で、 異議なしで議決をされています。

そんな中、去る 5 月 30 日、参議院法務委員会において、組織犯罪処罰法改正案の審査中、法務省刑事局 長を政府参考人として出席を求めることを理事会の合意なきまま多数で議決しました。基本は政務と立法府 の議員で議論し、細目的、技術的事項についてどうしても説明を聴く必要があるときに限り政府参考人とし て政府職員の出席を許し、委員会の議決の上、委員会で発言させるとする政府参考人の本来の趣旨からす ると、法務委員会の議決は立法府の自殺行為であると言っても過言ではないと思います。 そこで、参議院事務総長に伺います。

法務委員会の例のように、反対会派がある中で、出席を求める政府職員を特定し、議案の審査中、包括して政府参考人として出席を求める議決を行った例はありますでしょうか。

〇事務総長(郷原悟君)



お答えいたします。

政府参考人制度は、第 146 回国会召集日の平成 11 年 10 月 29 日から施行されておりますが、お尋ねのありました、特定の政府職員を、特定の議案審査中、政府参考人として出席を求める議決を賛成多数により行った例は、去る 5 月 30 日の法務委員会の例、1 件でございます。

〇吉川沙織君

平成 11 年に国会を活性化させるためにできた法律の下、政府参考人制度はちゃんと全会一致の議決に基づいて基本的に行ってきました。それを、その法案の審査中、包括して多数をもって議決を行うということはあってはならないことだと思います。

政府側の都合で政府職員を委員会に出席させることを可能に するということにもつながり、事実上、政府特別補佐人と同じ 効果を生むことになるのではないかと、立法府の立場として 危惧しています。政府参考人制度の趣旨と政府特別補佐人 制度は本来明確に異なります。

そこで、政府特別補佐人制度について参議院事務総長に伺います。



○事務総長(郷原悟君)

御説明申し上げます。



政府特別補佐人につきましては、国会法第 69 条第 2 項において、「内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。」こと、また、同法第 71 条におきまして、委員会は政府特別補佐人

の出席を求めることができる旨定められております。

〇吉川沙織君

今の答弁、国会法第 69 条を引用して答弁をされましたが、政府特別補佐人は、今答弁がありましたとおり、 人事院総裁など5名に限って内閣側から委員会に出席させることができることを定めています。つまり、政府 参考人は、ここで毎回冒頭議決をしていただいているとおり、例外的なことですから、この人を呼ばないと技 術的、細目的なことが聞けないから議決をした上で例外的に出席を求めて答弁をしていただいていますが、 今事務総長から答弁があった人事院総裁等 5 名については、内閣側の都合で、これは必要だから、内閣側 の都合で議決を委員会でしなくとも出席をできるという、こういうことになっています。

例えば、この国会の会期の直前、1月18日の参議院議院運営委員会理事会でも、政府特別補佐人の承認に関する件として、今答弁があった5名について内閣官房副長官から申出を受け、私も、議院運営委員会の理事会でこれを参議院として了承しました。

今回の法務委員会における政府参考人の包括議決は、特定の政府職員をあたかも政府特別補佐人のごとく政府の意を酌んで委員会に出席させることを可能にするという意味で国会審議活性化法や政府参考人制度の趣旨に反するものであり、立法府の対応として非常に問題であると思っています。

私は、立法府に身を置く議会人の一人として、与野党を問わずここは矜持を持つべきだと思いますし、先ほども少し申し上げましたとおり、平成 11 年までは政府委員制度で、政府委員であれば基本的に委員会が議決をして求めなくとも勝手に座って答弁をさせることができる制度でした。

それを改めたのは、やはり議員対議員で国会を活性化して、議員同士のやり取りで立法をしていくという趣 旨でしたので、それを、政府職員をその法案の審査中ずっと出席させる議決を包括的に行ったということは その趣旨に本当にもとるものですから、悲しい思いでいっぱいです。

与野党の議席のバランスが大きく崩れている状態が続く中、内閣提出法律案も、数の上では、国会に提出をされ、それが委員会に付託をされ、審議が始まれば数の力で恐らく通っていくんでしょう。だからとは言いたくないですが、行政府の緊張感が欠けているということは言いたくありませんが、最近、こんな事例がございました。

続きの議事録(3/4)は、こちらです。